

青梅市いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市いじめの防止に関する条例（平成26年条例第38号）第11条第3項の規定にもとづき、青梅市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命等)

第2条 協議会の委員は、12人以内とし、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命または委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および職務代理者)

第3条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮って、非公開の決定をすることができる。

(秘密の保持)

第5条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、

会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。